

◇後援名義の申請について

- ・ 障害者スポーツの普及振興に貢献する事業を開催するにあたり、
- 「一般社団法人広島県障害者スポーツ協会」の後援を必要とされる方は、申請してください。
- ・ 申請書に必要事項を記入し、必要資料を添えて直接または郵送で提出してください。
- ・ 申請を承認する手続きには1週間程度の期間を要します。時間に余裕をもって申請してください。
- ・ 主催者、事業の目的、内容などを審査し、適当と認められる場合は後援名義の使用などを承認します。

◇後援名義使用について

- ・ 後援名義は「一般社団法人広島県障害者スポーツ協会」を使用してください。
- ・ 後援名義の使用は申請された事業のみです。
- ・ 申請時の内容が変更となった場合は届出をしてください。
- ・ 事業実施について発生した事故について、当協会は一切責任を負いません。
- ・ 次のいずれかに該当する場合は後援の承諾の見送り、または取り消しを行います。
 - ① 申請内容が事実と異なる場合
 - ② 当協会の信用を傷つける場合
 - ③ その他、当協会が後援を承諾することが適当でないと判断した場合。

◇事業実施報告について

- ・ 事業実施後は指定様式を使用し、速やかに実績報告を行ってください。

◇その他

- ・ 申請をされる際は、必ず返信用封筒を同封してください。
- ・ 申請、報告の際には必要書類を確認し、不備のないようお願いします。
- ・ 申請した事業が、中止または延期となった場合、その旨を記載し報告を行ってください。
(延期となった事業が再度決定した場合は新たに後援申請を出してください)
- ・ 各様式はホームページでもダウンロード可能です。